

鳥取県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

奥谷川（Ⅱ-1-1-2-34）、ヒバ谷川（Ⅲ-1-1-2-①）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

宮ノ下地区（Ⅰ-122）、町屋D地区（Ⅲ-4106）、町屋E地区（Ⅲ-4107）、美歎Ⅰ地区（Ⅲ-4109）、美歎Ⅱ地区（Ⅲ-4110）、美歎Ⅲ地区（Ⅲ-4111）、法花寺C地区（Ⅲ-4112）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）